

船舶インシデント調査報告書

令和7年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和6年6月22日 14時40分ごろ
発生場所	大阪府阪南港阪南第2区 大阪府阪南港阪南1区埋立護岸北灯台から真方位073°320m 付近 (概位 北緯34°28.4′ 東経135°22.0′)
インシデントの概要	プレジャーヨット ^{トレジャー} treasureは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年7月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット treasure、5トン未満（長さ約7.23m） 235-10601大阪、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力11.80kW、回転数 毎分3,400、2気筒、ボア75mm、使用燃料軽油、機関製造年 月日不詳、昭和51年11月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、本船購入後の主機の状態確認の目的で航行中、主機が停止した。 船長は、主機の始動を試みたが始動しなかったので錨泊し、118番通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇により定係地へえい航された。 船長は、本インシデント後、主機の燃料油供給系統を点検したところ、燃料油こし器内に水分を認め、燃料油タンク内に溜まっていた水が燃料油供給系統に混入して主機が始動しなくなっていたことを確認した。 船長は、本船が購入前の約8年間航行されることなく保管されていたので、燃料油タンク内に結露による水が溜まっていたのでであろうと本インシデント後に思った。また、出航前に同タンク内を点検、清掃する必要があったと思った。
分析	本船は、船長が、本船を中古で購入後、燃料油タンク内を点検、清掃等することなく航行させたことから、同タンク内に溜まっていた水が燃料油供給系統に混入し、主機の運転ができなくなり運航不能と

	<p>なったものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が購入する前の約8年間航行されずに保管されていたことから、燃料油タンク内に結露による水が溜まっていた可能性が考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が長年航行されずに保管されていた状況下、船長が、燃料油タンク内を点検、清掃等することなく航行させたため、同タンク内に溜まっていた水が燃料油供給系統に混入し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、長年航行されずに保管されていた船舶を運航する場合、燃料油タンク及び燃料油供給系統への水分混入の有無を点検し、必要に応じて燃料油タンク内の清掃等を行うこと。